省　　令

○厚生労働省令第九十五号

日本年金機構法施行令（平成二十一年政令第二百八十九号）第三条第三項の規定に基づき、及び日本年金機構法（平成十九年法律第百九号）を実施するため、日本年金機構の業務運営に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年八月十日

厚生労働大臣　長妻　昭

日本年金機構の業務運営に関する省令の一部を改正する省令

日本年金機構の業務運営に関する省令（平成二十一年厚生労働省令第百六十五号）の一部を次のように改正する。

第十一条を第十三条とし、第十条を第十一条とし、同条の次に次の一条を加える。

（不動産登記規則等の準用）

第十二条　次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。

一　不動産登記規則（平成十七年法務省令第十八号）第四十三条第一項第四号（同令第五十一条第八項、第六十五条第九項、第六十八条第十項及び第七十条第七項において準用する場合を含む。）、第六十三条の二第一項及び第三項、第六十四条第一項第一号及び第四号、第百八十二条第二項（これらの規定を船舶登記規則（平成十七年法務省令第二十七号）第四十九条において準用する場合を含む。）並びに附則第十五条第四項第一号及び第三号

二　船舶登記規則附則第三条第八項第一号及び第三号

第九条の次に次の一条を加える。

（立入検査のための身分証明書）

第十条　法第四十八条第二項の証明書は、別記様式によるものとする。

附則の次に次の様式を加える。

別記様式（第10条関係）

（表面）

第　　号

日本年金機構法第48条第２項の規定による身分証明書

官職

氏名

生年月日

写真

年　　月　　日交付

厚生労働大臣　　印

（裏面）

日本年金機構法（抄）

（報告及び検査）

第48条　厚生労働大臣は、この法律、厚生年金保険法、国民年金法、児童手当法、健康保険法又は船員保険法を施行するため必要があると認めるときは、機構に対し、その業務並びに資産及び債務の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、機構の事務所その他の必要な物件を検査させることができる。

2　前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3　第１項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第58条　第48条第１項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした機構の役員又は職員は、30万円以下の罰金に処する。

備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ｂ列８とすること。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

規　　則

人事院規則八―一二―八

人事院規則八―一二（職員の任免）の一部を改正する人事院規則

人事院規則八―一二（職員の任免）の一部を次のように改正する。

第四条に次の一号を加える。

十三　期間業務職員　相当の期間任用される職員を就けるべき官職以外の官職である非常勤官職であって、一会計年度内に限って臨時的に置かれるもの（法第八十一条の五第一項に規定する短時間勤務の官職その他人事院が定める官職を除く。）に就けるために任用される職員

第四十六条第一項に次のただし書を加える。

ただし、期間業務職員を採用する場合におけるこの項の規定の適用については、「経歴評定」とあるのは、「及び経歴評定」とする。

第四十六条第二項ただし書を次のように改める。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一　官職に必要とされる知識、経験、技能等の内容、官署の所在地が離島その他のへき地である等の勤務環境、任期、採用の緊急性等の事情から公募により難い場合

二　期間業務職員を採用する場合において、前項に定める能力の実証を面接及び期間業務職員としての従前の勤務実績に基づき行うことができる場合であって公募による必要がないときとして人事院が定めるとき。

第四十六条の次に次の一条を加える。

（非常勤職員の任期）

第四十六条の二　期間業務職員を採用する場合は、当該採用の日から同日の属する会計年度の末日までの期間の範囲内で任期を定めるものとする。

2　任命権者は、特別の事情により期間業務職員をその任期満了後も引き続き期間業務職員の職務に従事させる必要が生じた場合には、前項に規定する期間の範囲内において、その任期を更新することができる。

3　任命権者は、期間業務職員の採用又は任期の更新に当たっては、業務の遂行に必要かつ十分な任期を定めるものとし、必要以上に短い任期を定めることにより、採用又は任期の更新を反復して行うことのないよう配慮しなければならない。

4　期間業務職員以外の非常勤職員について任期を定める場合においては、前項の規定を準用する。

5　第四十二条第三項の規定は、非常勤職員の任期を定めた採用及び任期の更新について準用する。

第四十七条第三項中「前条第一項」を「第四十六条第一項」に改める。